

Q 2 : 組合員（又は被扶養者）が、国（又は地方公共団体）から医療費の助成を受けることになりました。共済組合に何か提出する必要がありますか？

A 2 : 国又は地方公共団体が行う医療費の負担制度（ひとり親家庭医療・乳幼児医療・障害者医療等）を受けている場合、共済組合の給付を調整し、重複給付を避ける必要があります。公費負担医療の認定を受けたときは、速やかに医療受給者証の写しを提出してください。